

○瀬戸内市建設工事共同請負制度取扱要綱

平成16年11月1日

告示第8号

改正 平成25年5月31日告示第17—4号

(趣旨)

第1条 この告示は、大規模な建設工事及び特殊工法等を含む建設工事(以下「建設工事」という。)について、建設業者が連帯して共同企業体を結成し、請負工事に参加する場合の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 共同企業体との工事請負契約その他の取扱いについては、この告示に定めるもののほか、瀬戸内市契約規則(平成16年瀬戸内市規則第50号)及び瀬戸内市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱(平成16年瀬戸内市告示第3号。以下「参加資格に関する要綱」という。)並びに瀬戸内市建設工事等入札指名委員会設置規程(平成16年瀬戸内市訓令第24号。以下「委員会規程」という。)の定めるところによる。

(対象工事)

第3条 競争入札に共同企業体を参加させる場合の対象工事は、設計金額が2億円以上の建設工事とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(共同企業体の構成)

第4条 共同企業体を構成する建設業者(以下「構成員」という。)の資格は、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に定める経営に関する事項の審査及び同法第27条の29に定める総合評定値の通知を受けた建設業者であって、参加資格に関する要綱第6条第1項に規定するA級以上に格付された者とし、その構成は、2業者以上をもって1共同企業体とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、AA級に格付されている者と共同企業体を構成する場合に限り、B級に格付されている者を構成員とすることができるものとする。

3 共同企業体を構成する場合、一つの構成員は、同一工事について二つ以上の企業体を構成できないものとする。

(工事の通知)

第5条 市長は、対象工事について、共同企業体を指名競争入札に参加させようとするときは、前条第1項及び第2項の規定によりあらかじめ選定した者に、工事名、工事場所、工

事内容、工期、発注予定時期及び入札参加の申請期間等について通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知は、申請期間開始前10日までに行うものとする。ただし、急を要する場合においては、この限りでない。

(入札の公告)

第5条の2 市長は、対象工事について、共同企業体を一般競争入札に参加させようとするときは、委員会規程の規定による瀬戸内市建設工事等入札指名委員会が定める入札参加申請を行うことができる業者の基準、工事名、工事場所、工事内容、工期、入札参加の申請期間、提出資料等について、あらかじめ公告するものとする。

- 2 前項の規定による公告は、申請期間開始前20日までに行うものとする。ただし、急を要する場合においては、この限りでない。

(申請手続)

第6条 第5条第1項の規定による通知又は前条第1項の規定による公告により共同企業体を設立して入札参加を希望する場合、共同企業体の代表者は、建設工事共同企業体入札参加申請書(別記様式。以下「申請書」という。)を構成員と連名で市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、共同企業体協定書及び経営事項審査申請書を添付しなければならない。

(入札参加資格審査)

第7条 前条第1項の規定により、共同企業体から申請書が提出されたときは、参加資格に関する要綱を準用し、資格審査を行うものとする。

(入札参加資格確認の通知)

第8条 共同企業体に対する入札参加資格確認の通知は、共同企業体の代表者に対し行うものとする。

(入札の執行)

第9条 入札は、次に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 入札書は、構成員の代表者又はその代理人の連名により作成し、共同企業体の名称及びその代表者を表示すること。
- (2) 入札書は、一共同企業体につき1部提出するものとし、入札に際しては、構成員の代表者又はその代理人がそれぞれ出席し、必要な委任状は、構成員において提出すること。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、瀬戸内市電子入札実施要綱(平成23年瀬戸内市告示第24号。以下「電子入札要綱」という。)に規定する電子入札システムにより入札を行う場

合は、電子入札要綱に定める方法によるものとする。

(契約の締結)

第10条 工事請負契約の締結に当たっては、契約書に構成員の代表者の連名で記名押印し、共同企業体の代表者を表示しなければならない。

(代表者の権能)

第11条 工事の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、すべて共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成25年5月31日告示第17—4号)

この告示は、平成25年6月1日から施行する。